

転出

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

あてはまる手続きをご自身で確認してください。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です。	転出先の市区町村にご相談ください。			
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります。			住民課	
	犬を飼っている方	鑑札の返却	・鑑札			
※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です。						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証			
	→修学のために転出する方 →住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き上毛町の保険証を使う手続き	在学証明書 在園証明書			
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証		長寿福祉課	
	→福岡県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場合） ※転出先へ提出してください				
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入			住民課	
高齢	65歳以上の方 →住所地特例に該当する施設に転出する方	保険証の返却 ※転出先でも上毛町の介護保険証をそのまま使ってください	介護保険証			
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください			長寿福祉課	
	障がい	重度障がい者の医療費受給資格をお持ちの方 緊急通報装置を設置していた方	・受給者資格変更届または喪失届	重度障がい者医療受給者証（交付されている方）		
子ども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き 児童生徒の異動届出書	※学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください。		教務課	
	児童手当を受給している方（0歳～中学生）	児童手当資格消滅届 ※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。	※転出先での申請遅れに注意してください。		子ども未来課	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方（0歳～中学生）	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証		長寿福祉課	
	妊娠中の方	上毛町の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので転出先で手続きしてください				
	保育園・認定こども園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き	※受付窓口でご相談ください。		子ども未来課	
	放課後児童クラブを利用しているお子さんがいる方	退所手続き	※受付窓口でご相談ください。			
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	※受付窓口でご相談ください。 ひとり親家庭等医療費受給者証		長寿福祉課	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください。		子ども未来課	
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市区町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください。	本人確認書類（免許証など）		税務課	
税・ 料金	水道の使用をやめる方	給水停止届	※受付窓口へお越しください。		建設課	
	農業集落排水の使用をやめる方（ハツ並、吉岡、土佐井地区）	利用停止届				
	上毛町に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談				
	海外に転出される方				税務課	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税） ナンバープレートの返却	※受付窓口でご相談ください。			
	軽自動車、250cc以下のオートバイを所有している方	※軽自動車協会でご相談ください。			軽自動車協会北九州支所 050-3816-1751	
	自動二輪（250cc超）を所有している方	※福岡運輸支局でご相談ください。			福岡運輸支局北九州登録事務所 050-5540-2079	
	税や料金等の納付について相談される方	納付相談	※受付窓口でご相談ください。		税務課、住民課 建設課、 長寿福祉課、 子ども未来課	
その他	町営住宅を退去する方	町営住宅の退去手続き			住民課	
	料外費などの加算が必要な方	個別収集の相談	※お住まいの自治区により			

防災無線個別受信機を設置をしている方	個別受信機の取り外しを希望する方 ※家族全員が転出し、再転入の予定のない場合は、町へ無線を返還してください。	ごみの出し方が異なります。		
新婚・子育て世帯新生活応援補助金を受けている方				総務課
農業者年金に加入している方				企画開発課
				産業振興課

Q. こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。



上毛町役場

開庁時間 あさ **8:30**～ 夕方 **5:15**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※大平支所・出張所では受付していませんのでご注意ください。

- 総務課 72-3111 ○企画開発課 72-3112 ○住民課 72-3116 ○税務課 72-3113 ○長寿福祉課 72-3188 ○子ども未来課 72-3127
○産業振興課 72-3151 ○建設課 72-3159 ○教務課 72-3165 ○会計室 72-3182

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

○ホームページ <https://www.town.koge.lg.jp/index.html>



手続きチェックシート

転出

他の市町村へ引っ越しされる方へ

役場で手続きの際は**本人確認**が必要です。以下の書類をお忘れなくお持ちください。

転出届

転出することが決まってから、実際に転出するまでの間に
あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから14日以内に「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

1点
で
本人確認が
できるもの

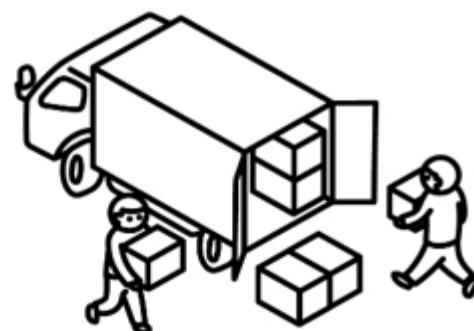
- 官公署が発行した顔写真付きで身分を証明できるもの
- ・運転免許証
 - ・マイナンバーカード
 - ・パスポート
 - ・障がい者手帳など

2点
が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
学生証など

関連する手続きは
内側にあります

- 代理人の方が手続きするときは
- ①代理人として来られた方について本人確認をいたします。
 - ②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
 - ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。



※必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。